

民間企業の水害リスクに関する 情報開示の実態調査

2024年3月
国土交通省

1. 調査概要

調査の背景

- 2022年4月の東京証券取引所における市場区分の見直し以降、プライム市場上場企業においてはTCFD提言※1又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候関連情報開示が実質義務化されるなど、企業には気候変動によるリスク・機会の評価・管理の情報開示が求められてるところ
- 国土交通省では、企業が行う水害リスク評価の支援を通じて、水害リスクの自分事化や、企業による浸水対策実施を促進している
- 2023年3月には、企業の気候変動を踏まえた洪水リスク評価及び対策の方法をとりまとめた「TCFD提言における物理的リスク評価の手引き ～気候変動を踏まえた洪水による浸水リスク評価～」を国土交通省ウェブサイト※2にて公開

※1 Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures

※2 https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tcfd/index.html

1. 調査概要

調査目的

- 民間企業における気候関連情報開示のうち水害※3リスクについての開示内容の実態を把握すること

調査対象

- 2023年8月時点で、東京証券取引所プライム市場に上場している企業(約1,800社)のうち、TCFD提言への賛同を表明※4している企業(1,057社)のTCFD提言に基づく情報開示(企業のホームページ、統合報告書、有価証券報告書 等)

※3 水関連の災害(洪水、風水害、集中豪雨・豪雨、台風、高潮、暴風雨、高波、浸水、異常気象の激甚化、自然災害の激甚化、気象災害の頻発・激甚化等)を水害としている。

※4 <https://www.fsb-tcf.org/> より。

1. 調査概要

調査期間

- 2023年9月～12月

調査項目

1) 水害リスク評価の開示状況と定量評価の割合

- ①TCFD提言への賛同の有無
- ②TCFD提言に基づく情報開示の有無
- ③水害リスク評価の記載の有無
- ⑥評価結果の記載が定量的か定性的か

2) 水害リスクの分析時間軸と評価に用いたツールの記載状況

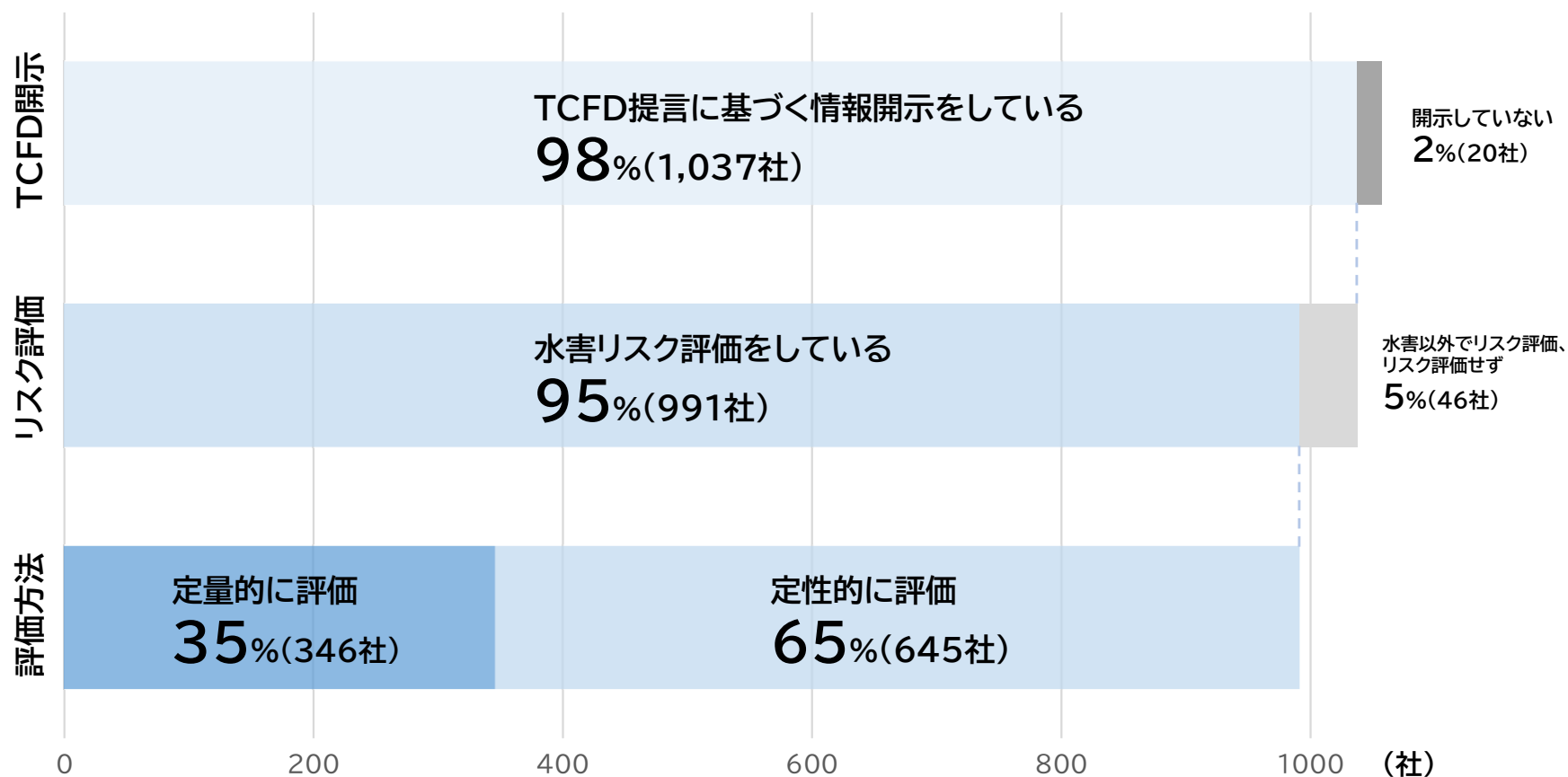
- ④分析時間軸の記載(2030年、2050年、2100年、記載なし)
- ⑤評価に用いたツールの記載(ハザードマップ、Aqueduct、Water Risk Filter、記載なし)

3) 水害対策の記載状況

- ⑦ハード対策の記載(止水板設置、設備垂直避難、移転、非常電源、記載なし)
 - ⑧ソフト対策の記載(BCP作成、リスク分散化、保険、連携強化、記載なし)
-

2. 水害リスク評価の開示状況と定量評価の割合

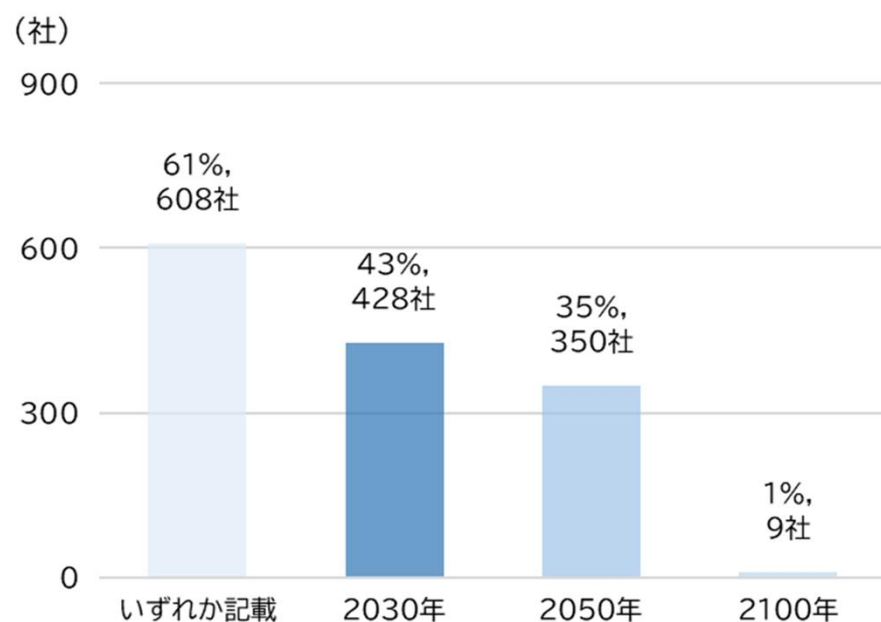
- 東証プライム上場企業でTCFD提言に基づく情報開示を行っている企業のうち、気候変動により水害リスクが変化することの財務影響評価(以降「水害リスク評価」という)を開示している企業の割合は95%(991社)
- うち、水害リスク評価の結果を金額の形(幅値を含む)で定量的に記載している企業の割合は35%(346社)



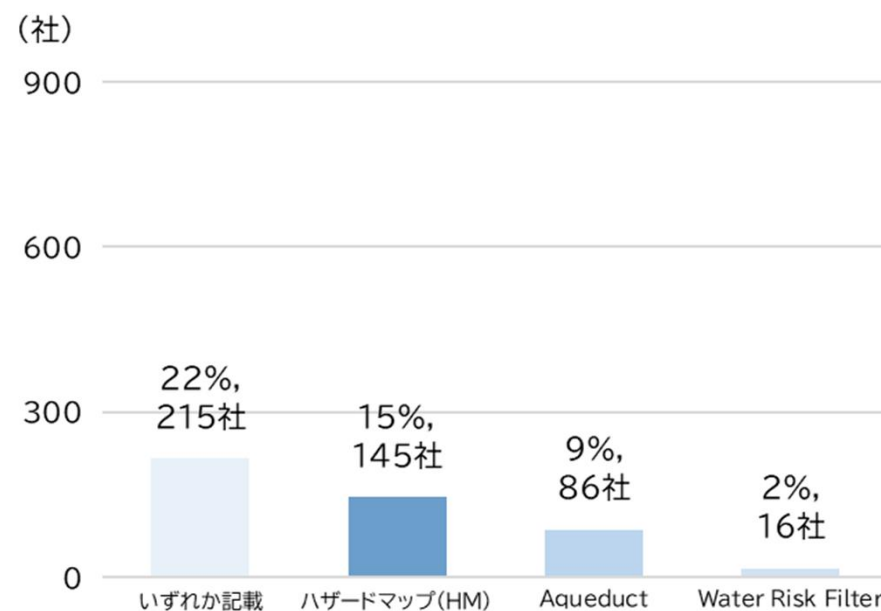
2. 水害リスクの分析時間軸と評価に用いたツール

水害リスク評価をしている企業について

- 分析時間軸は2030年が最多
- 評価に用いたツールはハザードマップが最多だが未記載が過半



水害リスクの分析時間軸

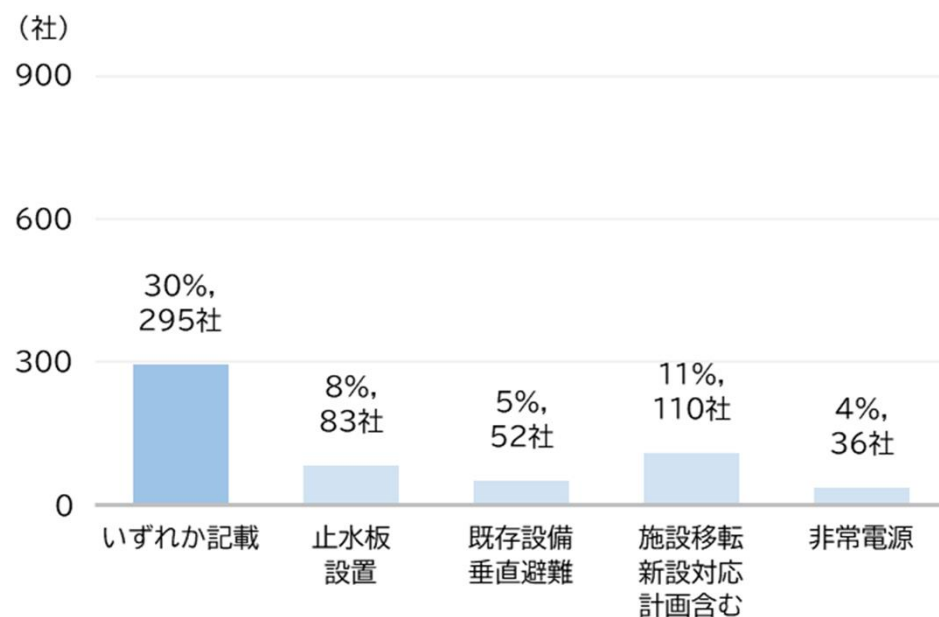


水害リスク評価に用いたツール

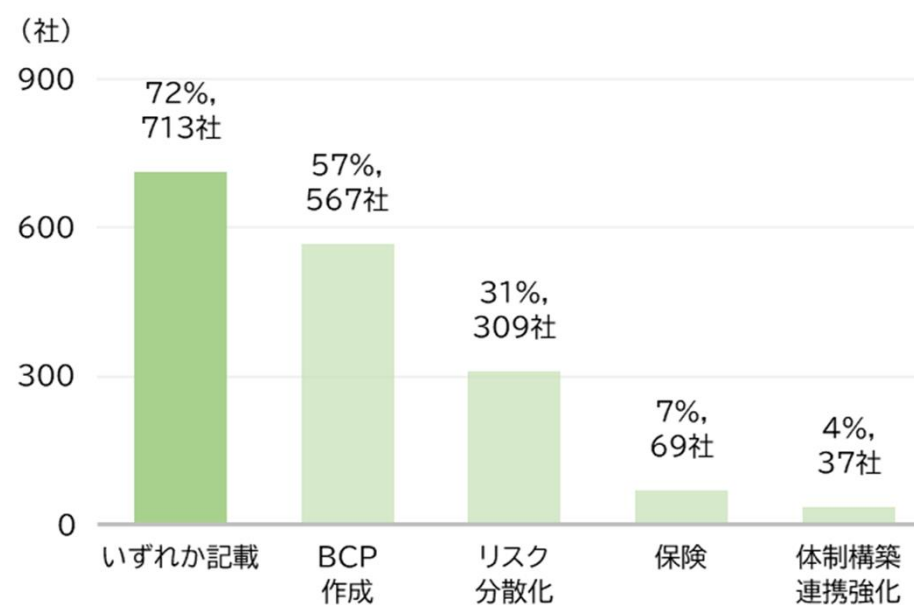
2. 水害対策の記載状況

水害リスク評価をしている企業について

- 浸水による被害の回避・軽減を図るハード対策(止水板設置、設備垂直避難、移転、非常電源のいずれか)を記載している企業の割合は30%(295社)
- 事業の継続・早期復旧を図るソフト対策(BCP作成、リスク分散化、保険、連携強化のいずれか)を記載している企業の割合は72%(713社)



浸水による被害の回避・軽減を図るハード対策



浸水による被害の回避・軽減を図るソフト対策

3. 水害リスクに関する情報開示の内容と企業情報の関係性

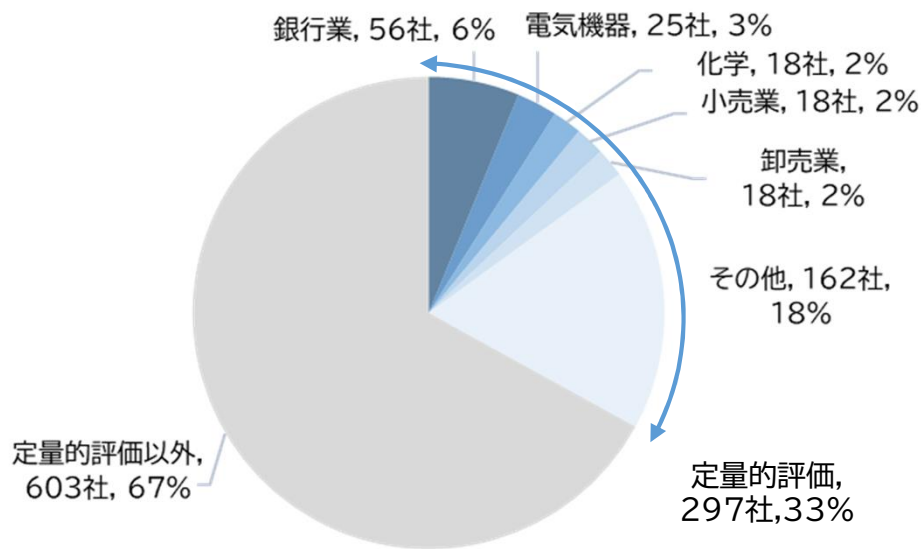
TCFD提言への賛同を表明している1,057社のうち、時価総額等の企業情報を取得できた企業は900社

以降、当該900社を対象に水害リスクに関する情報開示の内容と企業情報の関係性を分析

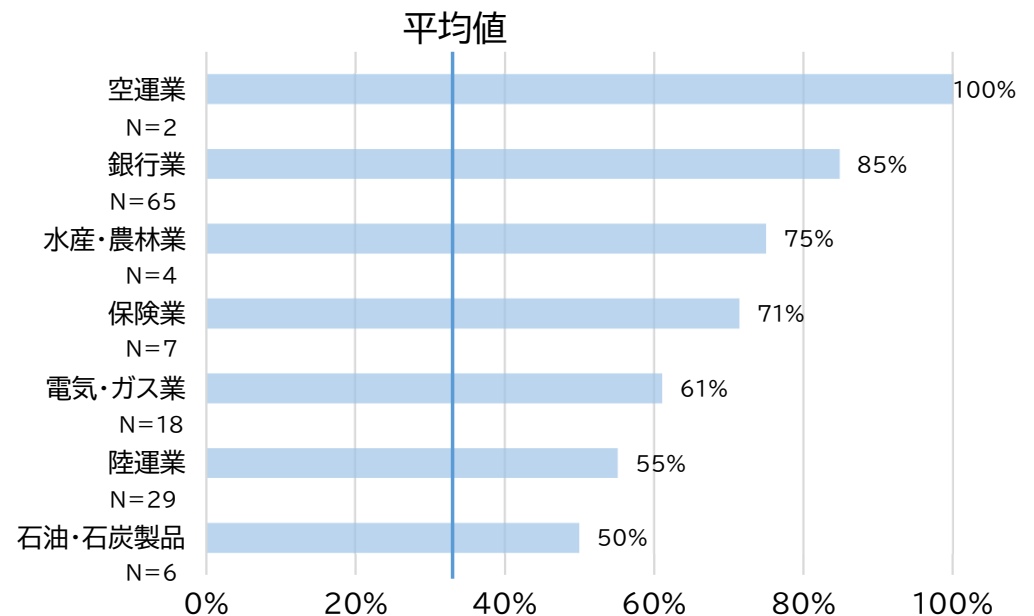
企業情報は企業情報データベース eol (株式会社アイ・エヌ情報センター)より取得

3. 水害リスクを定量的に評価している企業の特徴(業種)

- TCFDは金融業界が先導して立ち上げたタスクフォースであるためか、銀行業、保険業などの割合が高い
- 水害リスクに関連すると考えられる有形固定資産が多い業種である電気・ガス業、陸運業(インフラ・ライフライン関係)などの割合も高い



水害リスクを定量的に評価している企業の業種
(N=900)

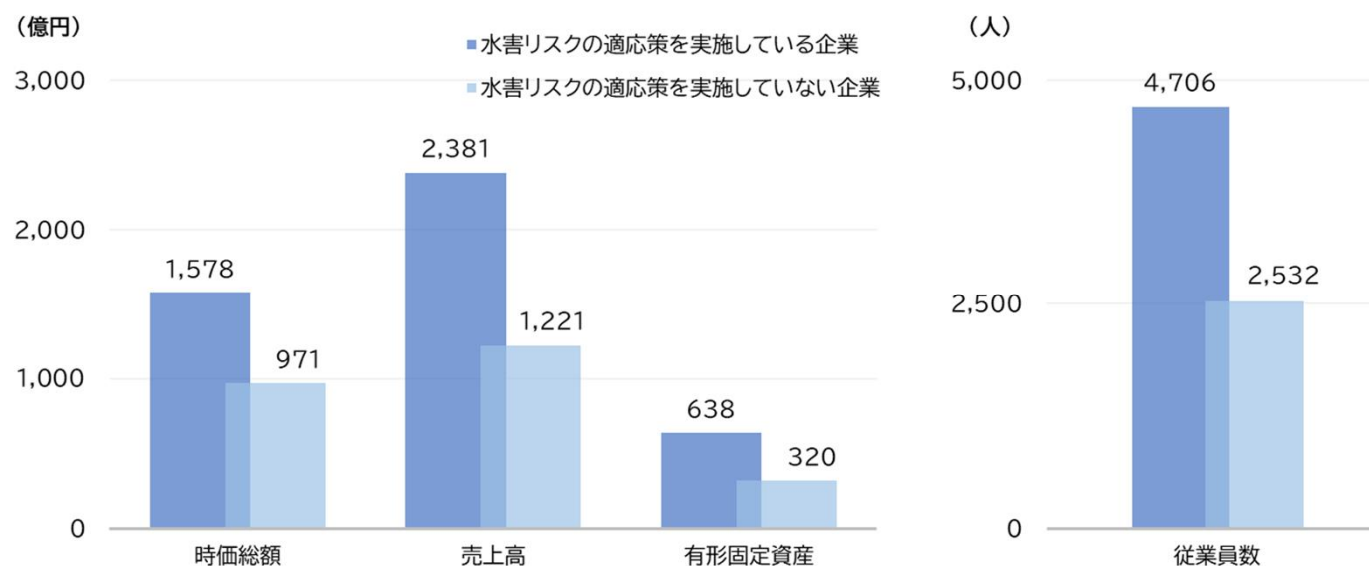


水害リスクを定量的に評価している企業の割合

3. 水害対策を開示している企業の特徴(規模)

- 時価総額、売上高、有形固定資産、従業員数など、企業規模の大きい企業ほど、水害対策(ハード対策あるいはソフト対策)を開示

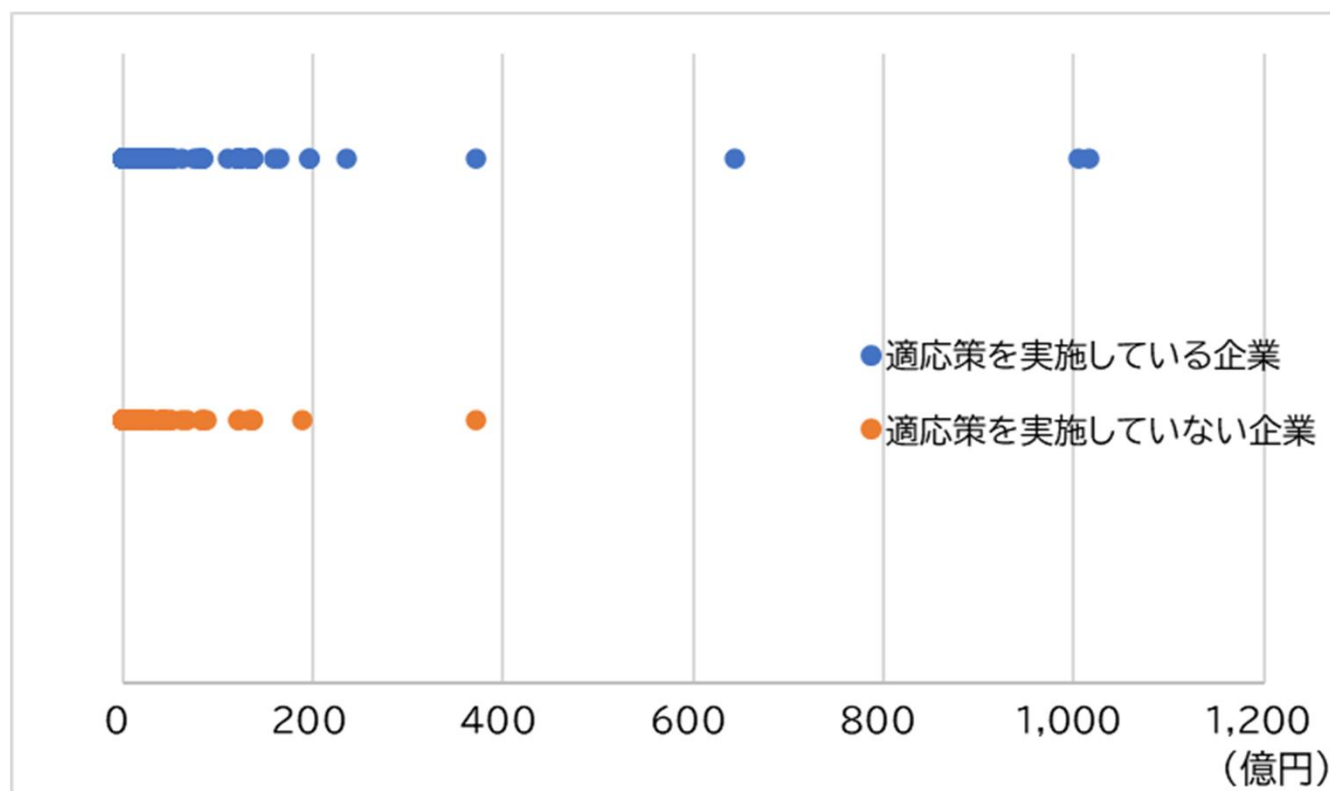
	水害リスクの適応策を開示している			水害リスクの適応策を開示していない		
	企業数	平均値	中央値	企業数	平均値	中央値
時価総額[億円]	633	8,469	1,578	267	5,376	971
売上高[億円]	633	9,279	2,381	267	5,739	1,221
連結有形固定資産[億円]	633	3,514	638	267	1,988	320
連結従業員数[人]	633	15,568	4,706	267	9,259	2,532



企業の規模(中央値)の比較

3. 水害対策を開示している企業の特徴(水害被害)

- 企業の本社が所在する市町村の2011年～2020年の10年間の水害被害合計額を水害統計(国土交通省)から算出し、水害対策の記載の有無との関係性を分析
- 水害対策を記載している企業の方が、本社所在市町村の水害被害合計額が大きい傾向

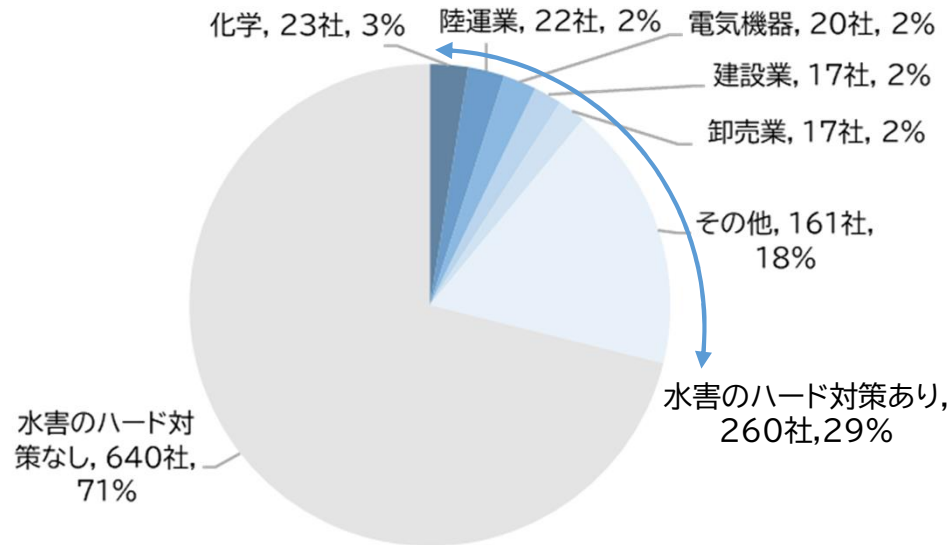


企業の本社所在市町村の水害被害額(10年間合計)

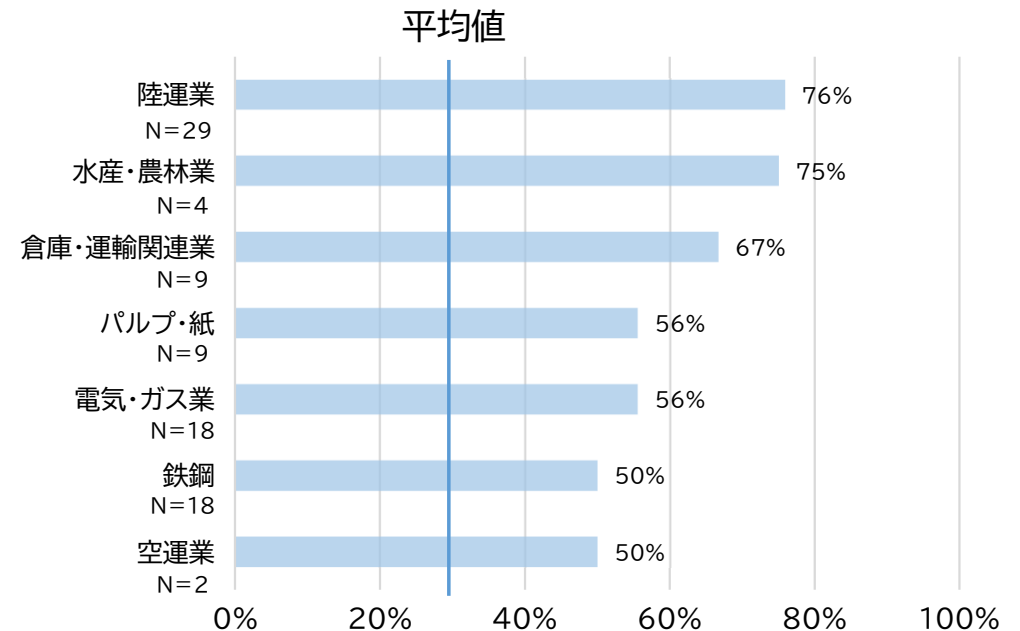
3. 水害対策を開示している企業

ハード対策をしている企業の特徴(業種)

- 化学、陸運業、電気機器などの企業数が多い
- 陸運業、電気・ガス業(インフラ関係)などの割合が高い
- 陸運業では、電気設備のかさ上げや建屋開口部への止水板の設置などの対策を実施
- 電気・ガス業では、水力設備(ダム等)の安全性確認、変電所、通信局舎等の浸水対策(既設機器の嵩上げ、建屋の水密化等)、移動用変電所の配備数増等の対策を実施



ハード対策を実施している企業の特徴(業種)

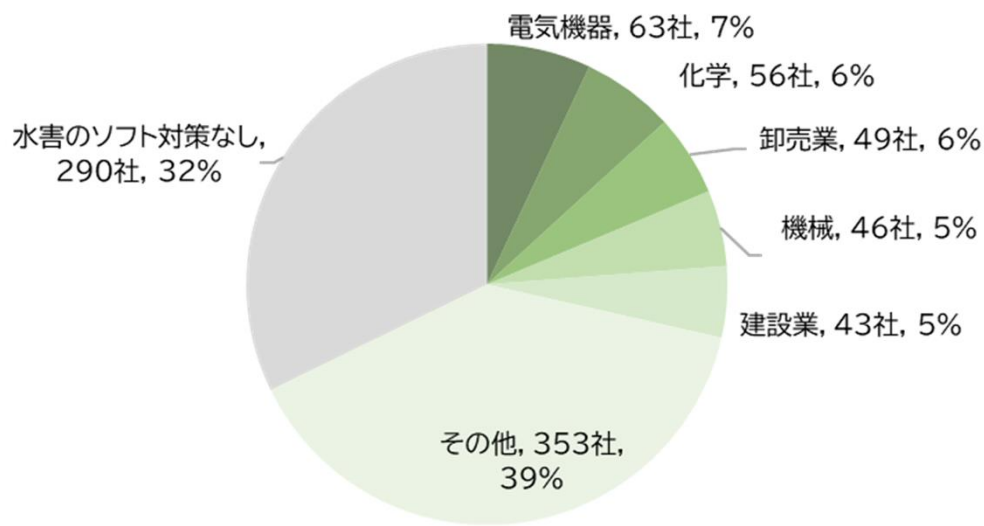


ハード対策を実施している企業の割合

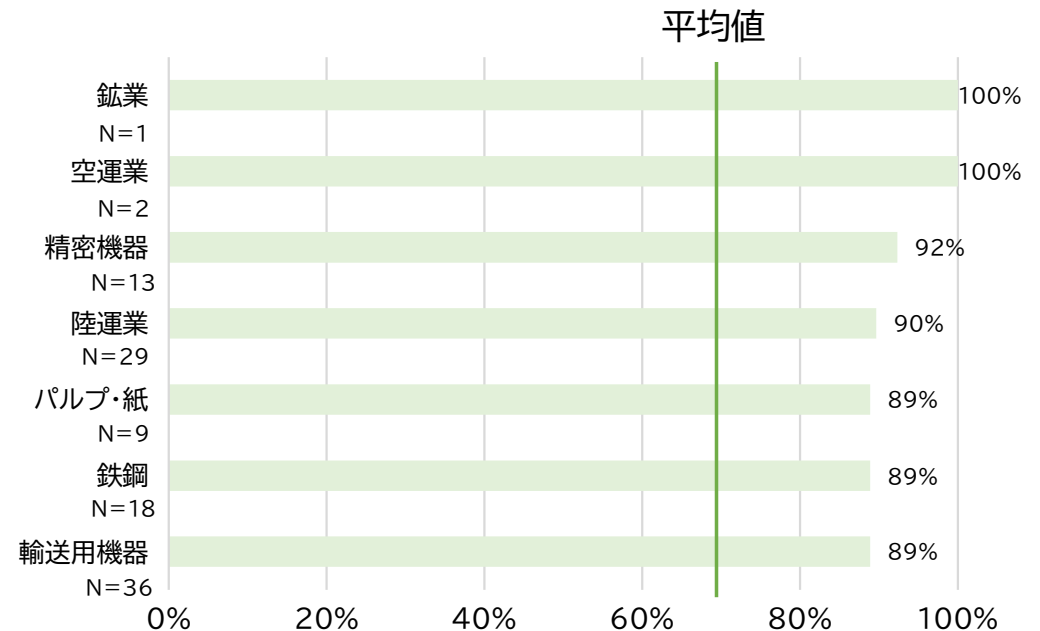
3. 水害の適応策を開示している企業

ソフト対策をしている企業の特徴(業種)

- 電気機器、化学、卸売業などの企業数が多い
- 精密機械、陸運業、輸送用機器などの割合が高い
- 精密機器では、BCPや代替の生産・販売ルートの見直し、生産拠点・調達先の分散化、サプライヤーの多様化など対策を実施
- 陸運業では、車両避難計画などの整備を進めている



ソフト対策を実施している企業の特徴



ソフト対策を実施している企業の割合

4. まとめ

水害リスク評価の開示状況と定量評価の割合

- 東京証券取引所プライム市場上場企業(約1,800社)のうち、TCFD提言への賛同を表明し情報開示を行っている企業は1,037社
- うち、水害リスク評価をしている企業の割合は95%。更にそのうち、水害リスク評価の結果を金額の形(幅値を含む)で定量的に記載している企業の割合は35%(346社)

水害リスクの分析時間軸と評価に用いたツール

- 分析時間軸は2030年、水害リスク評価に用いたツールはハザードマップが最多だが未記載が過半

企業情報との関係性

- 銀行業、保険業、電気・ガス業、陸運業等の業種では、定量的な水害リスク評価が進展
- 企業規模が大きいほど、水害対策の開示が進展
- 水害対策を記載している企業の方が、本社所在市町村の10年間の水害被害合計額が大きい傾向

5. おわりに

○民間企業の水害リスクに関する情報開示の実態調査における課題

開示情報の収集

- 各企業で開示媒体が異なるため、情報収集に労力を要する
例)有価証券報告書、統合報告書、年次報告書、サステナビリティ報告書
ESGレポート、TCFDレポート、企業のホームページ
- ホームページのみでの開示の場合、過去の開示情報からの進展がわからない

開示内容と情報の抽出

- 統一された項目や様式ではないので、統一的な情報の抽出が困難である
 - 分析条件がはっきりと書かれていない(シナリオ、分析時間軸、ツール等)
 - 多くの企業は複数の拠点があると考えられるが、評価対象範囲はバラバラ
例)全社、本社のみ、一部の事業のみ、限定地域のみ)
- 適応策が「計画段階」なのか「実施済み」なのか記載がない場合がある

○企業に水害リスク評価及び適応策の開示を進めていただくうえでの課題

開示情報の分析整理

- 企業ごとに水害リスク評価の手法が異なっているが、妥当性がわからない
- 水害対策を実施している企業がわかりにくい